◎申告の対象資産や提出書類については、以下の設問で確認をお願いします。

1　町田市内で事業(※)をしていますか？

※事業とは、一定の目的のために一定の行為を継続反復して行うことをいい、必ずしも営利等目的とするものではありません。

いいえ →

申告は不要です。

町田市内で事業をしていない旨をご連絡ください。
合併・廃業・移転等で全ての資産が減少した方は、
減少の申告をお願いします。

【連絡先】財務部資産税課
電話042-724-2119

はい ↓

2　税務署へ提出する確定申告の中に減価償却資産の記載がありますか？

個人事業の場合	所得税青色申告決算書又は収支内訳書の減価償却資産の明細書の欄をご確認ください.
法人の場合	法人税法施行規則別表16（1）、(2）の減価償却の償却額の計算に関する明細書や固定資産台帳をご確認ください。

いいえ →

「該当資産なし」で申告をお願いします。

償却資産申告書《緑色》を使い「18 備考」の「2 該当資産なし」に〇印を付け、申告してください。

はい ↓

3　２の減価償却資産の中で、町田市内にある資産はありますか？

いいえ →

はい ↓

4　３の資産の中で、償却資産の申告の対象になるものはありますか？

【申告が必要な資産の例】
①構築物・・舗装路面、外構工事（門扉や植栽等）
②建物附属設備・・受変電設備、屋外給排水設備
③機械及び装置・・製造業等の機械・装置、機械式駐車場
④車両及び運搬具・・大型特殊自動車
⑤工具、器具及び備品・・医療機器、パソコン、壁掛けエアコン

いいえ →

はい ↓

償却資産（固定資産税）の申告が必要です。提出書類は以下のとおりです。

【初めて申告する方】
１．償却資産申告書《緑色》
２．種類別明細書（増加資産・全資産用）《緑色》

※「18 備考」の「3 資産増減あり」に〇印を付け、申告してください。

【前年の資産と変わらない方】
１．償却資産申告書《緑色》

※「18 備考」の「1 資産増減なし」に〇印を付け、申告してください。

【前年の資産と変わる方】
１．償却資産申告書《緑色》
２．種類別明細書（増加資産・全資産用）《緑色》
３．種類別明細書（減少申告用）《赤色》
※「18 備考」の「3 資産増減あり」又は「4　廃業・解散・転出等」に〇印を付け、申告してください。